

工事の一時中止に係るガイドライン（土木工事） 新旧対照表

現行（令和元年8月）		改定（令和2年8月）	
6 増加費用の負担		6 増加費用の負担	
(5) 増加費用の算定方法等		(5) 増加費用の算定方法等	
(ア)		(ア)	
中止時期 \ 中止期間		中止時期 \ 中止期間	
	3ヶ月以内		3ヶ月以内
	3ヶ月超		3ヶ月超
準備工着手前 現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間	増加費用は原則計上しない		増加費用は原則計上しない
準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	全費用を積上げ計上		全費用を積上げ計上
本工事施工中	①の算定方法で計上	①の算定方法で計上	全費用を積上げ計上
(イ)		(イ)	
算定式のうち、一時中止に係る現場経費率（d g）は、次式により算出します。		算定式のうち、一時中止に係る現場経費率（d g）は、次式により算出します。	
$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$		$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$	
N ^{*1} ：一時中止日数（一部一時中止の場合は当該中止に伴う工期延長日数）		N ^{*1} ：一時中止日数（一部一時中止の場合は当該中止に伴う工期延長日数）	
A・B・a・b：工種毎に決まる係数 ^{*2}		A・B・a・b：工種毎に決まる係数 ^{*2}	
R：一時中止時点の公共工事設計労務単価（土木一般世話役）		R：一時中止時点の公共工事設計労務単価（土木一般世話役）	
※1 土日祝日及び年末年始を含んだ中止日数を用いる。		※1 土日祝日及び年末年始を含んだ中止日数を用いる。	
※2 工種毎に決まる係数は、下水道用設計積算基準または水道用設計積算基準 第2章第7節「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」表2-7-1 増加する現場経費率を用いる。		※2 工種毎に決まる係数は、下水道用設計積算基準または水道用設計積算基準 第2章第7節「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」増加する現場経費率を用いる。	
8 全部一時中止と一部一時中止の違い		8 全部一時中止と一部一時中止の違い	
一時中止には、①工事の全部を中止する場合（全部一時中止）と、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）とがあり、工事現場における増加費用を率計算で算定する場合（中止期間が3ヶ月以内）に用いる係数（6（5） (ア)② 参照）のほか、現場代理人の常駐義務及び主任・監理技術者の専任義務の有無等についても、次表のとおり取扱いが異なります。		一時中止には、①工事の全部を中止する場合（全部一時中止）と、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）とがあり、工事現場における増加費用を率計算で算定する場合（中止期間が3ヶ月以内）に用いる係数（6（5） (イ) 参照）のほか、現場代理人の常駐義務及び主任・監理技術者の専任義務の有無等についても、次表のとおり取扱いが異なります。	

工事の一時中止に係るガイドライン

(土木工事)

令和2年8月

名古屋市上下水道局

目次

1	ガイドラインの目的	1
2	工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合	1
3	発注者による一時中止の通知等	2
4	受注者の対応措置	3
5	工期又は請負代金額の変更	4
6	増加費用の負担	4
7 - 1	準備工着手前に一時中止した場合の考え方	1 2
7 - 2	準備工期間に一時中止した場合の考え方	1 3
7 - 3	本工事施工中に一時中止した場合の考え方	1 4
8	全部一時中止と一部一時中止の違い	1 5
9	現場代理人の常駐義務及び主任・監理技術者の専任義務の取扱い	1 5
1 0	工事の一時中止に係る基本フロー	1 8
1 1	工事の一時中止に係る基本フローの解説及び事務手続き	1 9
1 2	様式集	2 0

1 ガイドラインの目的

名古屋市上下水道局では、市民生活や経済活動の基盤となる上下水道に関する社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの請負工事を実施しています。

これら請負工事の発注に際しては、必要な調査及び地元協議、工事用地の確保、占用企業者協議、関係機関協議を行い、適正な工期を確保のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、工事の施工途中で各種協議の未完了や天災等といった受注者の責に帰することができない事由により、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、そのような場合における、名古屋市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）第19条「工事の中止」、請負工事監督基準第3章第4節第35条「工事の中止・解除等の措置」及び土木工事共通仕様書第1章第24節「工事の一時中止」に基づく工事の全部又は一部の施工の一時中止の運用基準を明確化し、発注者及び受注者の手続の円滑化及び適正化を図ることを目的としています。

2 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

(1) 次の場合に該当するときは、発注者の責務として、工事の中止内容を受注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければなりません。

(ア) 工事用地等^{*1}の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められる場合^{*2}

(具体例)

発注者が、工事用地、その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書で特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保されていない。

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められた。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が生じた。
- 関連工事の進捗が遅れ、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書で特別の定めがあるときは、その定められた日）までに着手することが不可能と認められた。

(イ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められる場合^{*2}

(具体例)

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災等により地形等の物理的な変動があった。
- 地中障害物の発見など予見できない事態により埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた。
- 埋蔵文化財の発掘又は調査を行う必要が生じた。
- 反対運動等による工事現場の占拠や著しい威嚇行為が生じた。
- その他、受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。

- ※1 現場事務所や材料保管場など営繕費に係る土地は除く。
 - ※2 工事を施工できないと認められる場合とは、物理的に施工が不可能であるなど、客観的に認められる場合を意味する。
- (2) 発注者は、必要があると認めるとき[※]は、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

(具体例)

- 発注者が自己の都合で設計図書を変更しようとしている場合において、工事を続行させると設計図書変更時の工事の手戻りが大きくなると発注者が判断した。

※ 「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の自由な判断に属する。なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られる。

3 発注者による一時中止の通知等

- (1) 発注者は、工事を一時中止（全部一時中止及び一部一時中止をいう。以下「一時中止」という。）するにあたっては、受注者に対し、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止予定期間、中止期間中の工事現場の適正な維持管理等のために最小限必要な基本事項等の中止内容を、一時中止を検討すべき事由が生じた日から原則として14日以内に書面により通知することとします。

なお、一時中止の検討にあたっては、必要に応じ受注者と協議を行います。

- (2) 一時中止となっている工事について、原因となる事象が終了し工事再開の見通しが立ったときは、受注者に対し、再開日を書面により通知しなければなりません（再開通知の時期は、再開準備期間を考慮し、原則として再開日の7日以上前までとします）。

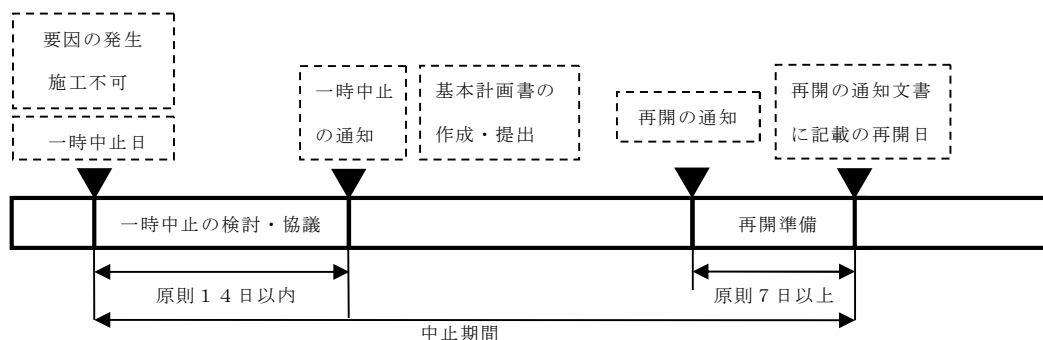
- (3) 中止期間は、一時中止の通知文書に記載された一時中止日^{※1}（以下「一時中止日」という。）から、工事再開の通知文書に記載された再開日^{※2}（以下「再開日」という。）までとします。

※1 一時中止日は、原則として、原因となる事象が発生し、施工できないと認められる状態にまで達した日とする。

一時中止の判定までに時間を要し、即時に通知できないなどの場合は、打合せ簿により仮に一時中止日を定めておき、通知する際は、確定した一時中止日を記載すること。

※2 再開日は、一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態にまで達した日とする。

- (4) 一時中止の通知文書に記載された中止予定期間を経過しても、なお工事の再開が不可能と認められる場合には、当該中止予定期間の変更の通知を行うものとします（変更通知の時期は、当初の中止予定期間満了日の7日以上前を目安とします）。



4 受注者の対応措置

(1) 基本計画書の作成

(ア) 受注者は、発注者から一時中止の通知があった場合、速やかに「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書^{*}」（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議します。

※ 工事現場施工に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、工事現場の維持・管理が必要である場合は、「基本計画書」を提出し協議する必要がある。

※ 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者へ提出し、再度協議する。

(イ) 基本計画書の主な記載内容は次のとおりとします。

- 一時中止日における工事の出来形、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）の体制、労働者数、搬入済材料及び建設機械器具等の確認に関する事項
- 一時中止に伴う工事現場体制の縮小に関する事項
- 一時中止した工事現場の維持、管理に関する基本的事項
- 一時中止した工事現場の管理責任^{*}に関する事項
- 一時中止に伴う工事現場再開に向けた方策（受注者の社員体制、下請（主任技術者等）の体制、建設資機材の調達等）に関する事項

※ 一時中止した工事現場の管理責任は、原則として受注者に属します。

(2) 工期短縮計画書の作成

(ア) 発注者は、一時中止期間の解除にあたり、共用開始日が決まっている等の理由により工期を延長せず当初工期どおりとする場合など、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図ります。受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う必要がある場合は、その方策に関する工期短縮計画書を受注者に提出させ、協議します。

(イ) 工期短縮計画書^{*}の主な記載内容は次のとおりとします。

- 工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関する事項
- 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関する事項
- 工期短縮に伴い、新たに発生する工種についての根拠（必要性や数量等）を記載

※ 受注者は、発注者から承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、発注者と受注者で協議した工程の遵守に努めること。

5 工期又は請負代金額の変更

発注者は、一時中止の期間が極めて短い、一時中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、必要があると認められるとき[※]は、工期又は請負代金額（工期と請負代金額の双方又は一方）の変更を行わなければなりません（約款第19条第3項）。

※ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

(1) 工期の変更

(ア) 工期変更の必要があると認められる場合は、工事の再開後、速やかに発注者と受注者で協議し、変更契約を締結するものとします（協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、約款第22条第1項により発注者が定め、受注者に通知します）。なお、工事の再開が当初契約工期経過後になると見込まれる場合は、工期変更の協議、及び変更契約締結の時期を別途考慮するものとします。

(イ) 全部一時中止の場合、発注者は、原則として、一時中止期間を工期の変更期間とすることを提案します。ただし、一時中止の原因が地震、火災等の災害であるときは、取片付け期間や復興に要した期間を含めることも可能とします。

(ウ) 他の要因による延期又は短縮期間も含めて工期の変更をする場合には、その内訳を明確にします。

(2) 請負代金額の変更

請負代金額変更の必要があると認められる場合は、速やかに発注者と受注者で協議し、請負代金額変更の手続きを行い、変更契約を締結するものとします（協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、約款第23条第1項により発注者が定め、受注者に通知します）。

6 増加費用の負担

発注者は、一時中止させた場合には、必要と認められる工期又は請負代金額の変更のほか、受注者が必要とした一時中止に伴う増加費用^{※1}（以下「増加費用」という。）を負担しなければなりません（約款第19条第3項）。

増加費用の負担は、発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う基本計画書や工期短縮計画書が作成され、かつ受注者から請求があることを前提とします。請求にあたり、受注者は、工期の確定後速やかに積算資料（中止期間中の現場維持等の費用の積算に用いた資料で、当該増加費用が生じたことを客観的に証明できるもの^{※2}をいう。以下同じ）と合わせて発注者に提出しなければなりません。

※1 約款では、便宜的に、直接的な費用増加を増加費用と、間接的な費用増加を損害の負担としています。本ガイドラインでは、これら双方を指して「増加費用」とする。

※2 具体例としては、土地賃貸借契約書やリース契約書の写し、新たに購入した材料の請求書や領収書などが挙げられる。

(1) 増加費用の具体例

(ア) 工事現場の維持に要する費用（工事一時中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料、工事現場の保安に要する経費等）

(イ) 労働者、建設機械器具等を保持するための費用（工事一時中止期間中も最低限必要となる労働者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の損料、リース料等の経費等）

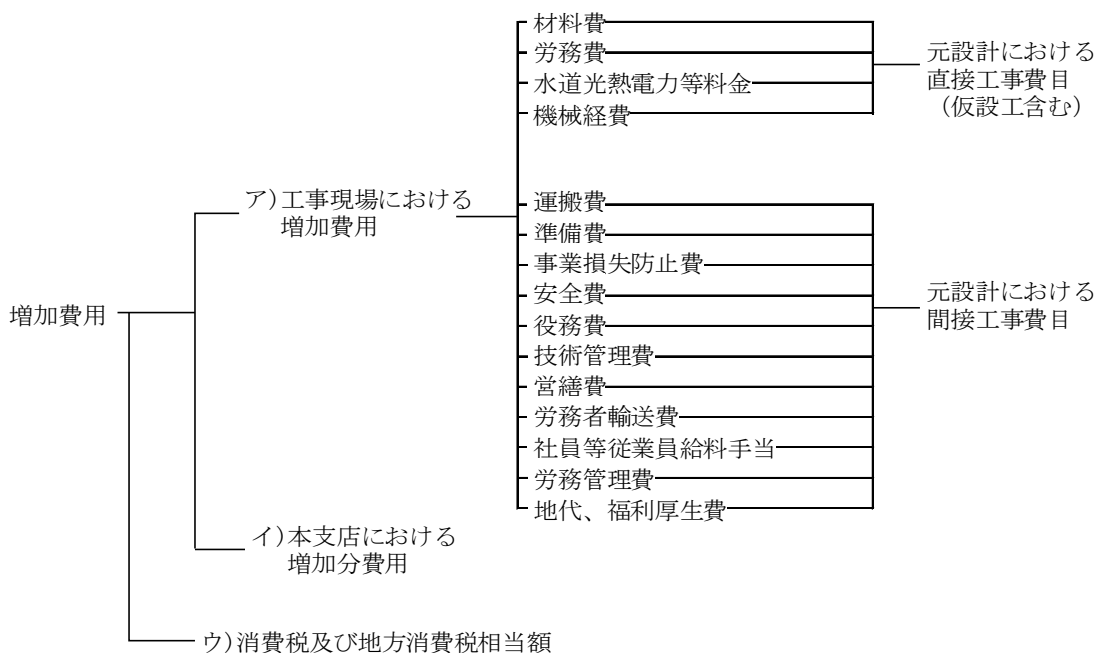
(2) 損害の負担の具体例

(ア) 工事一時中止前の施工体制から工事一時中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用（不要となった建設機械器具、労働者又は技術職員の配置転換に要する費用及び保管のきかない工事材料の売却損等）

(イ) 工事一時中止中の体制から再開後の施工体制に体制を変更するために要する再開準備費用（建設機械器具の再投入、労働者及び技術職員の転入に要する費用等）

(3) 増加費用の構成

増加費用の構成は、次のとおりとする。



(ア) 工事現場における増加費用

工事現場における増加費用は、次の4つの費用をいいます。

① 工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

② 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制を工事現場の維持体制へと縮小するため、不要となった機械器具、労働者又は技術職員の配置転換に要する費用等

③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開通知後、工事を再開できる体制にするため工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等

④ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む。）に起因する場合の工期短縮に要する費用等※

※ 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

- (イ) 本支店における増加費用
 - 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- (ウ) 消費税及び地方消費税相当額
 - 工事現場及び本支店における増加費用に係る消費税及び地方消費税に相当する費用
- (4) 工事現場における増加費用の詳細
 - (ア) 材料費
 - ① 材料の保管費用
 - 一時中止したために、元設計（一時中止時点における当該工事の設計書をいう。以下同じ。）の直接工事費に計上されている工事現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料
 - ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
 - 一時中止したために、元設計の直接工事費に計上されている工事現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費
 - ③ 直接工事費に計上された材料の損料等
 - 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止期間に係る損料額及び補修費用
 - (イ) 労務費
 - ① 工事現場の維持等に必要な労務費
 - 原則として増加費用は計上しません。
 - ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合には、その費用を計上します。
 - ② 他職種に転用した場合の労務費差額
 - 工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させたトンネル工、潜函工などの特殊技能労務者が職種以外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用
 - (ウ) 水道光熱電力料金
 - 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、又は発注者と受注者の協議により、一時中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用
 - (エ) 機械経費
 - 工事現場に存置する工事現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用
 - ① 工事現場の維持のため存置することが必要であり、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の工事現場存置費用（組立て、解体費及び管理費を含む。）
 - ② 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認め指示した機械の運転費用

(オ) 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工事現場搬入済の建設機械（質量20t以上の建設含む）及び仮設材等のうち元設計に計上されたものと同等と認められるものを、一定の範囲の工事現場外に搬出し、又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の工事現場内小運搬に要する費用

工事現場搬入済の元設計に計上された大型の機械類、資材、仮設物等を工事現場内で運搬（一時中止に伴って発注者が指示し、又は発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに限る。）する費用

(カ) 準備費

別費目で積算している工事現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備、測量等（一時中止に伴って発注者が指示し、又は発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに限る。）に係る費用

(キ) 仮設費

① 仮設諸機材の損料

工事現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものの一時的中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、一時中止に伴い、工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、又は発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力、保安要員等に係る費用を含む。）

(ク) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

(ケ) 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たな工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、又は発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員に係る費用を含む。）

(コ) 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の一時中止期間に係る借上げ、解約等に要した増加費用

② 電力、水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力、用水設備等に係る一時中止期間中の基本料

(サ) 技術管理費

原則として増加費用は計上しません。

ただし、工事現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用を計上します。

(シ) 営繕費

工事現場設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められるものの一時中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

(ス) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(セ) 社員等従業員給料手当

一時中止期間の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 一時中止時点の現場体制を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員（一時中止時点で工事現場に常駐していた者に限る。）に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

(ソ) 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者を含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用

なお、「専従的に雇用された労務者」とは、元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが契約書、賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）とします。

- ② 解雇、休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇、休業するために必要な費用

(タ) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間中の費用

(チ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用

(5) 増加費用の算定方法等

(ア) 増加費用の額については、次式により算出します。

増加費用＝工事現場における増加費用（中止期間等に応じ、次表により算定）
 ＋ 本支店における増加費用（一般管理費として、工事現場における増加費用から率計上）＋ 消費税及び地方消費税相当額

工事現場における増加費用は、基本計画書や工期短縮計画書及び積算資料等に基づき、発注者と受注者が協議（約款第23条第3項）して定めます（算定に際しては、必要に応じ、受注者に追加資料の提出を求めるものとします）。

中止時期 \ 中止期間	3ヶ月以内	3ヶ月超
準備工着手前 現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間	増加費用は原則計上しない	
準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	全費用を積上げ計上	
本工事施工中	(イ) の算定方法で計上	全費用を積上げ計上

備考：増加費用の各費目の積算に使用する材料等の価格は、局単価・当局設定歩掛を原則優先とする。また、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。

(イ) 中止期間が3ヶ月以内の場合、工事現場における増加費用は、原則として、次式により算定される額(G)（単位：円、1,000円未満切捨て）とします。ただし、この算定式により難しい場合は、一時中止期間が3ヶ月を超える場合の算定方法とします。

$$G = d g \times J + \alpha$$

$d g$ ^{注1}：一時中止に係る現場経費率（単位：％ 少数第4位四捨五入3位止め）

J：一時中止時点の契約上の純工事費（単位：円、1,000円未満切捨て）

α ^{注2}：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

注1：現場経費率（d g）により算出する費用

現場経費率で算定する費用は下記のとおりとします。

a 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬に係る費用

b 安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用（保安施設、保安要員の費用等）

c 役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

d 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎及び監督員詰所の営繕損料に要する費用。

e 現場管理費の増加費用

現場維持のために工事現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注2：積上げ費用（α）

積上げ計上する費用は、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用とします。

a 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用

b 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

算定式のうち、一時中止に係る現場経費率（d g）は、次式により算出します。

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N^{*1}：一時中止日数（一部一時中止の場合は当該中止に伴う工期延長日数）

A・B・a・b：工種毎に決まる係数^{*2}

R：一時中止時点の公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

※1 土日祝日及び年末年始を含んだ中止日数を用いる。

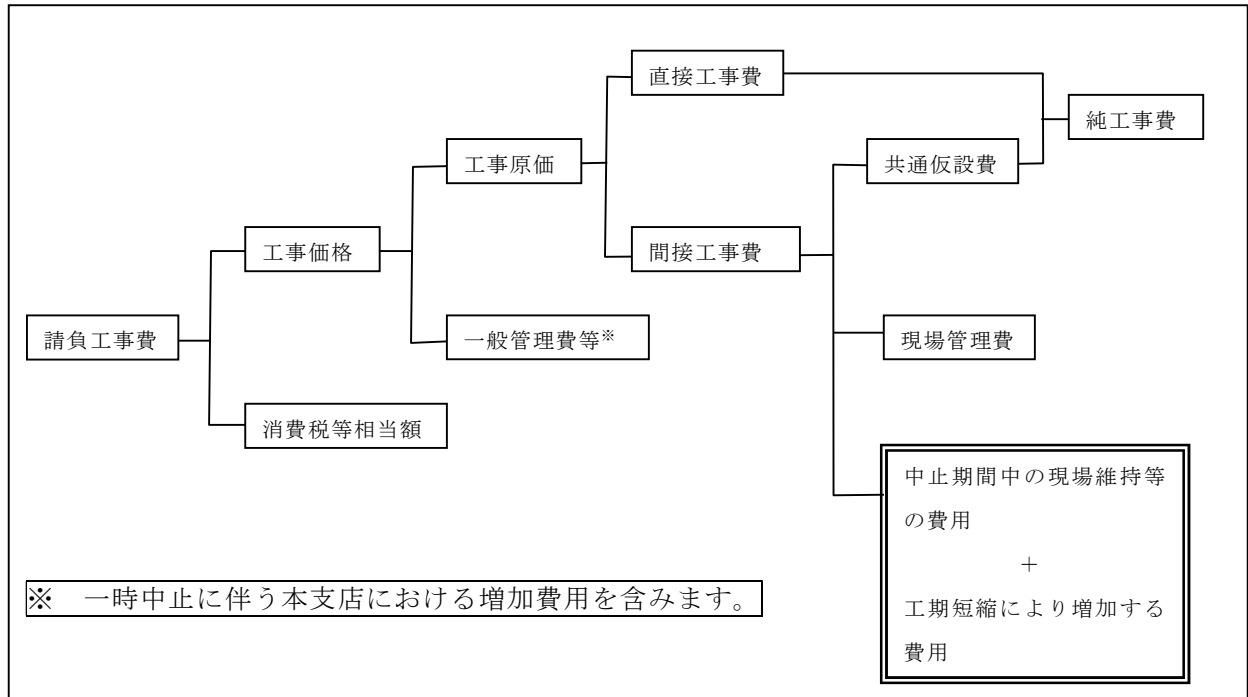
※2 工種毎に決まる係数は、下水道用設計積算基準または水道用設計積算基準 第2章第7節「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」増加する現場経費率を用いる。

(6) 工事現場における増加費用額の決定（協議成立）後の手続

(ア) 設計書における取扱い

工事現場における増加費用については、下図の構成とおり、一時中止した工事の工事原価の中に「中止期間中の現場維持等」の費用として元契約の請負工事費とは別に計上し、一般管理費等の対象とします。

したがって、設計書上では、元契約に係る請負代金額と、増加費用の合算額とを請負代金額とみなします。



(イ) 契約事務における取扱い

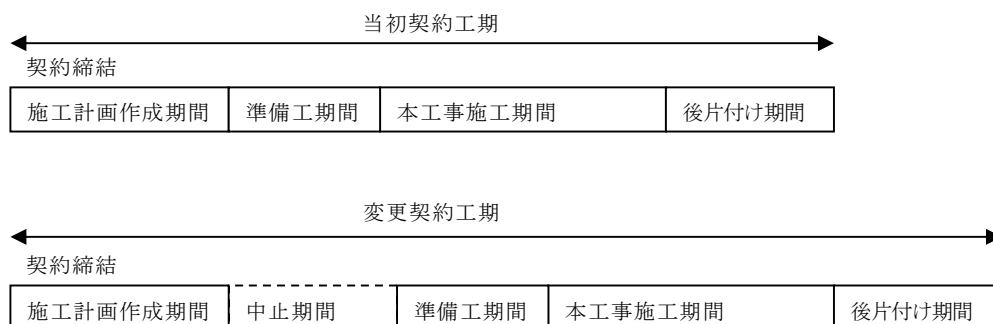
増加費用の額については、元契約と同一の予算費目をもって、請負代金額変更の例にならない、変更契約を締結するものとします。

(7) 契約金額の変更手続

工事現場における増加費用の算定及び契約金額の変更手続は、工期が確定後、速やかに行うものとします。

7 - 1 準備工着手前に一時中止した場合の考え方

準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置かつ材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいい、この期間に一時中止した場合における発注者としての考え方は次のとおりとします。



(1) 基本計画書の作成

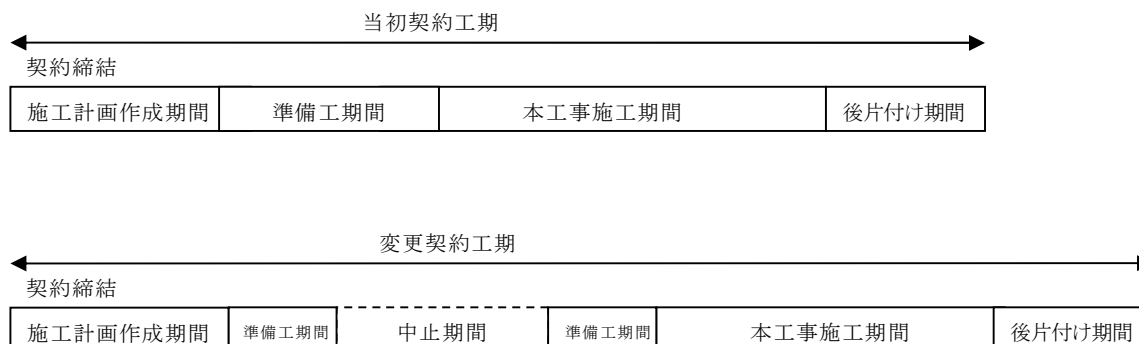
受注者は、発注者から一時中止の通知があった場合には、必要に応じて、「一時中止した工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、協議します。

(2) 増加費用

工事の一時中止に伴う費用の増加は、原則として計上しません。

7 - 2 準備工期間に一時中止した場合の考え方

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し、試掘、測量等を行うなど、本工事*施工前の準備期間をいい、この期間に一時中止した場合における発注者としての考え方は次のとおりとします。



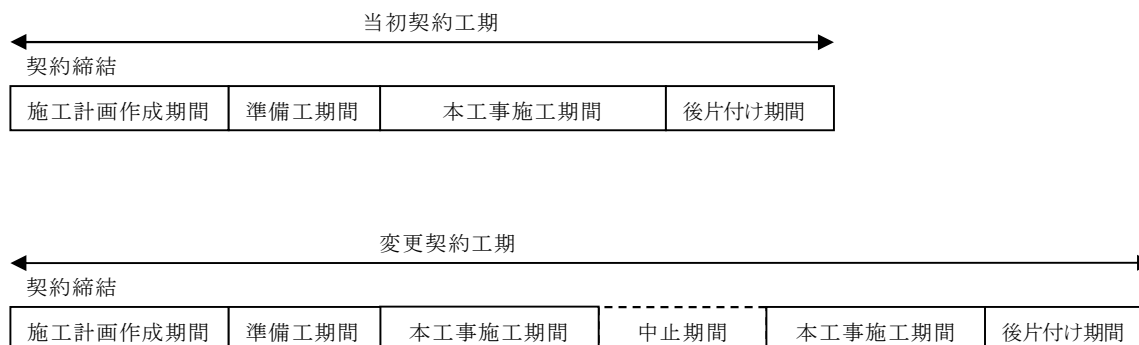
(1) 基本計画書の作成

受注者は、発注者から一時中止の通知があった場合、「一時中止した工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、協議します。

(2) 増加費用

増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者又は主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当。ただし、技術者にあつては非専任期間、現場代理人にあつては非常駐期間に係るものを除く。）等が想定されます。

7 - 3 本工事施工中に一時中止した場合の考え方



(1) 基本計画書の作成

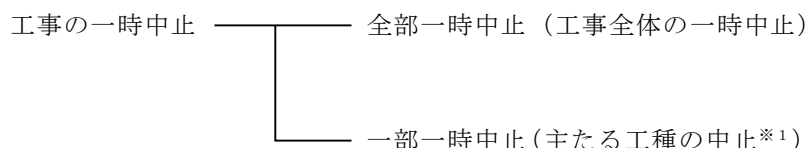
受注者は、発注者から一時中止の通知があった場合、必要事項を記載した基本計画書を発注者に提出し、協議します。

(2) 増加費用

増加費用は、運搬費（現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出・再搬入に要する費用）、安全費（工事看板等の損料）、役務費（仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用など）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当。ただし、技術者にあつては非専任期間、現場代理人にあつては非常駐期間に係るものを除く。）等が想定されます。

8 全部一時中止と一部一時中止の違い

一時中止には、①工事の全部を中止する場合（全部一時中止）と、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）とがあり、工事現場における増加費用を率計算で算定する場合（中止期間が3ヶ月以内）に用いる係数（6（5）（イ）参照）のほか、現場代理人の常駐義務及び主任・監理技術者の専任義務の有無等についても、次表のとおり取扱いが異なります。



	①全部一時中止 (工事全体の一時中止)	②一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分（中止の通知の際に図面に中止箇所を図示）
現場代理人の常駐	工事を全面的に一時中止している期間は原則として常駐を要しません	工事施工期間は常駐が必要です ^{※2}
主任技術者又は監理技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は原則として専任を要しません	工事施工期間は専任が必要です ^{※2}
受注者の契約解除権が生じる時期（約款第44条）	中止期間が工期の100分の50（工期の100分の50が6ヶ月を超えるときは6ヶ月）を超えたとき	中止部分以外の工事の完了後3ヶ月を経過しても、中止が解除されないとき
発注者の提案する工期の変更期間	原則として中止期間とします	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期します。

※1 主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではありません。

※2 中止部分以外の工事の完了後は、原則として常駐又は専任を要しません。

9 現場代理人の常駐義務及び主任・監理技術者の専任義務の取扱い

(1) 現場代理人の常駐義務

- (ア) 全部一時中止の場合、発注者は、約款第9条第3項に基づき、当該中止期間について、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和することができるものとします。この場合において、受注者は、基本計画書に現場代理人を必要としない旨を記載しなければなりません。
- (イ) 一部一時中止の場合においても、中止部分以外の工事の完了後は、同様に常駐義務を緩和することができるものとします。
- (ウ) 常駐義務が緩和された場合においても、現場代理人は、継続してその職責を負っているものであり、中止期間において職務執行の必要が生じた場合（工事の再開に向けた発注者や関係機関との協議が生じた場合等）は、当然に対応しなければなりません。

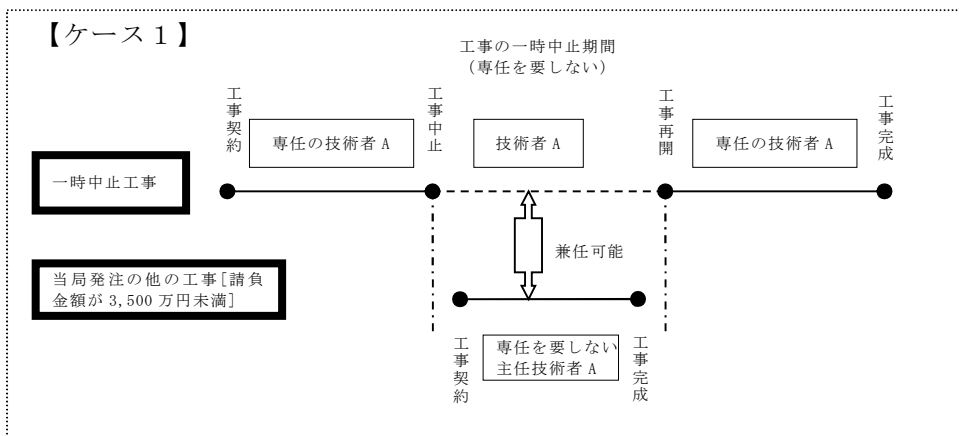
(2) 主任技術者又は監理技術者の専任義務

(ア) 主任技術者又は監理技術者については、「工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間」は「工事現場への専任は要しない」こととされています。

(「内の部分：国土交通省・監理技術者制度運用マニュアルより抜粋)

したがいまして、下図のケース1のような場合には、他工事の主任技術者との兼任を認めるものとします。

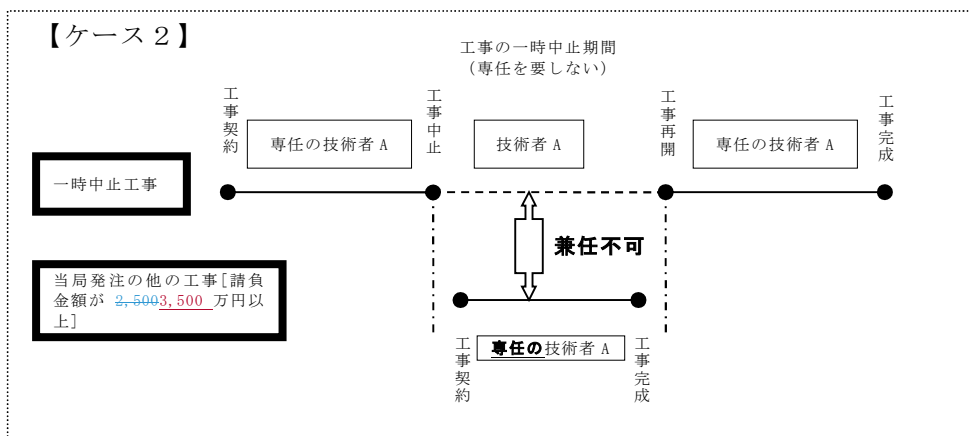
ただし、中止期間が確定的でない場合は、他工事の主任技術者との兼任について、中止期間の変更により一時中止工事に係る専任義務に反することがないように、受注者と発注者がよく協議して判断するものとします。



(イ) 一時中止により大幅な工期延期が生じる場合※、受注者は、発注者と協議の上、主任技術者又は監理技術者を変更することができるものとします。

※ 約款第44条第1項第2号に準拠して、工期の変更期間が当初工期の100分の50(工期の100分の50が6月を超えるときは、6月)を超える場合を目安とする。

(ウ) 一時中止中の工事に係る専任義務が緩和されている場合においても、下図のケース2のような場合には、他工事に係る専任義務に反するため、兼任は認められません※。



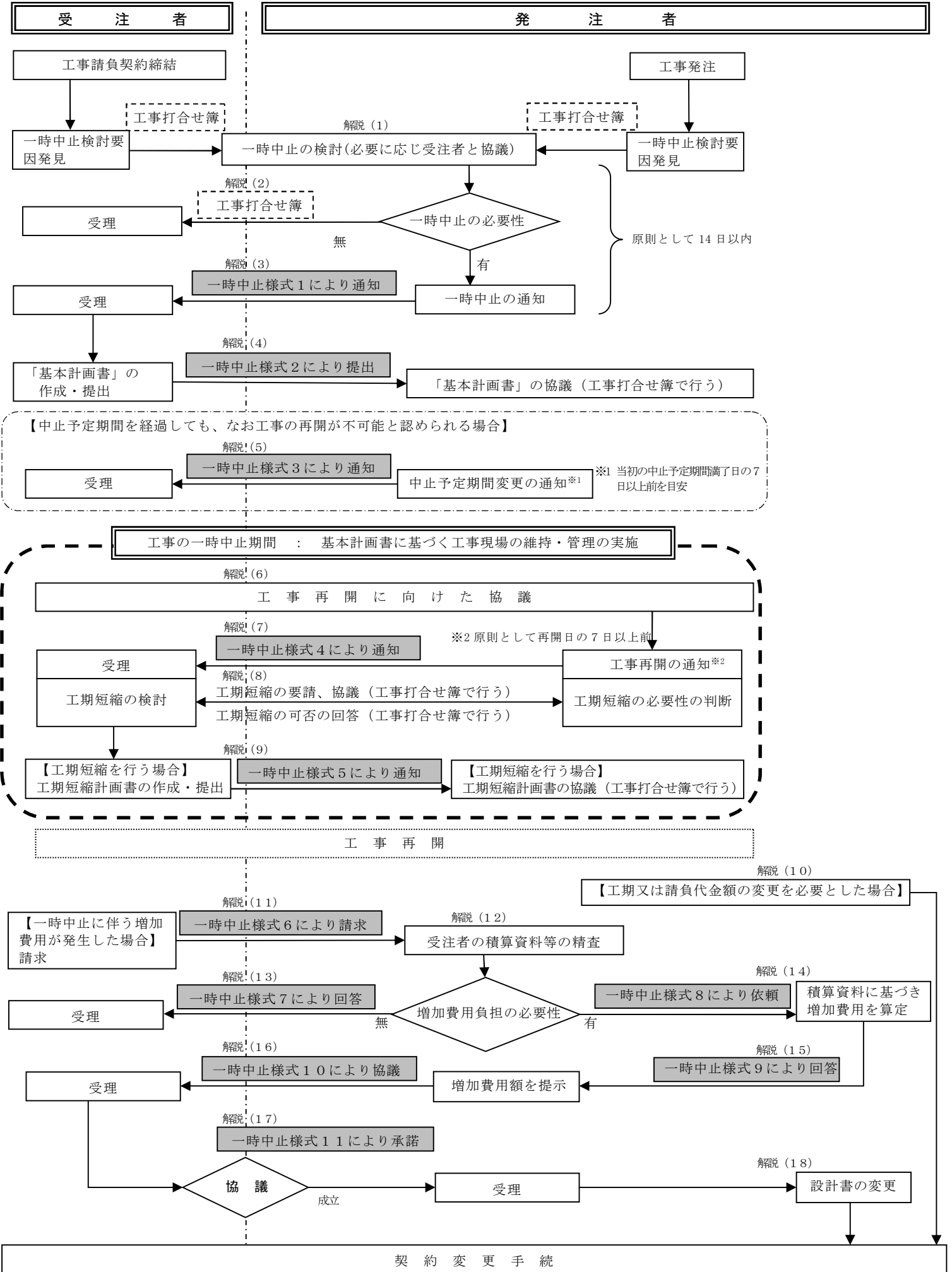
※ ただし、「工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」又は「施工にあたり相互に調整を要する工事」、かつ、「工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した工事」の場合は、主任技術者に限り原則2件兼務ができるものとする。

(国土交通省通知 平成26年2月 国土建第272号より)

(3) 現場代理人等に対する措置請求

当局発注の他工事において、一時中止工事との兼任が原因となって、現場代理人や技術者が、その職務の執行につき著しく不適當であると認められる場合は、発注者又は当該他工事の監督員は、受注者に対し、約款第11条第1項又は第2項に基づく措置請求を行うものとします。

10 工事の一時中止に係る基本フロー



1.1 工事の一時中止に係る基本フローの解説及び事務手続き

- (1) 監督員は、一時中止検討要因が発見された場合、一時中止の必要性について検討するとともに、必要に応じて受注者と協議する。
- (2) 監督員は、(1)の検討の結果、一時中止が必要でないと判断した場合、工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 発注者は、(1)の検討の結果、一時中止が必要であると判断した場合、一時中止を検討すべき事由が生じた日から原則として14日以内に一時中止様式1により受注者に通知する。
- (4) 受注者は、(3)の通知があったときは速やかに一時中止様式2により「基本計画書」を提出し、監督員と協議する。受注者から提出された「基本計画書」に対する協議は、工事打合せ簿で行う。
- (5) 監督員は、(3)に記載された中止予定期間を経過してもなお工事の再開が不可能と認められる場合、当初の中止予定期間満了日の7日以上前を目安として一時中止様式3により受注者に通知する。
- (6) 監督員と受注者は、一時中止の原因となる事象が終了し、工事再開の見通しが立った場合、工事を再開する日時等について協議を行うものとする。
- (7) 監督員は、(6)の検討の結果を踏まえ、原則として再開日の7日以上前までに一時中止様式4により受注者に通知する。
- (8) 監督員は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、工事打合せ簿により受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (9) 監督員は、(8)の検討の結果、工期短縮を行う必要がある場合は、一時中止様式5により「工期短縮計画書」を受注者に提出させる。受注者から提出された「工期短縮計画書」に対する協議は、工事打合せ簿で行う。
- (10) 工期又は請負代金額の変更を必要とした場合は、速やか発注者と受注者で協議し、変更の手続きを行い、変更契約を締結すること。
- (11) 受注者は、「基本計画書」に従って工事現場の維持等を実施した結果として、工事現場における増加費用が生じたときは、工期の確定後速やかに一時中止様式6により監督員に請求することができる。
- (12) 監督員は、(11)により請求があった場合、受注者が「基本計画書」に従って工事現場の維持等を実施していたか、積算資料が適性なものであるか等、当該請求が妥当なものであるか精査すること。
- (13) 発注者は、(12)の精査の結果、工事現場における増加費用を負担する必要がないと判断した場合、一時中止様式7により受注者に通知する。
- (14) 工事担当課公所長は、(12)の精査の結果、工事現場における増加費用を負担する必要があると判断した場合、一時中止様式8により設計担当課公所長へ算定を依頼する。
- (15) 設計担当課公所長は、積算資料を精査した上で、算定結果を一時中止様式9により工事担当課公所長へ回答する。
- (16) 発注者は、(15)の回答結果に基づき、一時中止様式10により速やかに受注者と協議する。
- (17) 受注者は、協議が成立した後、一時中止様式11により承諾する。
- (18) 発注者は、(17)での承諾について受理した後、設計書を変更するとともに、受注者と変更契約を締結する。

1 2 様式集

(一時中止 様式1)

年 月 日

受注者

様

名古屋市上下水道局長

工事の() 一時中止について (通知)

標記について、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第19条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり通知します。なお、工事再開日については、別途監督員より通知します。

記

1. 工事名

2. 中止日 年 月 日

3. 中止理由

4. 中止箇所

5. 中止予定期間 中止日から〇〇日間 (年 月 日まで)

6. 管理体制等の基本的事項

(中止期間中における工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示する。)

7. その他

中止期間中の工事現場の維持管理等に関する基本計画書を一時中止様式2により速やかに作成し、監督員へ提出し協議すること。

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

(連絡先)

(一時中止 様式2)

年 月 日

(あて先)
(総括監督員)

受注者

印

工事の () 一時中止に伴う基本計画書の提出について

年 月 日 付けで工事 () 一時中止の通知があった下記工事
について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

工事名

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

基本計画書

記載内容

1. 工事概要
2. 一時中止時点における内容
 - 1) 一時中止する工種の出来形
 - 2) 建設機械器具等の状況
 - 3) 搬入済み材料
3. 一時中止期間中の業務
 - 1) 現場点検
 - 2) 緊急時の体制及び対応
 - 3) 一時中止期間中の実施作業
4. 一時中止期間中の体制
 - 1) 現場代理人 . . . (常駐 or 非常駐)
 - 2) 監理技術者等 . . . (専任 or 非専任)
 - 3) 現場組織表
 - 4) 安全衛生管理組織表
5. 工事再開に向けた方策
6. 一時中止した工事現場の管理責任に関すること

(一時中止 様式3)

年 月 日

受注者

様

(総括監督員)

工事の() 一時中止の予定期間の変更について (通知)

標記について、 年 月 日付け ○○○○第○○号により通知した一時中止予定期間を下記のとおり変更するので通知します。なお、工事再開日については、別途監督員より通知します。

記

1. 工事名

2. 一時中止予定期間 (変更後)

中止日から○○日間 (年 月 日まで)

3. その他

速やかに変更基本計画書を作成し、監督員に提出し協議すること。

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

(連絡先)

(一時中止 様式4)

年 月 日

受注者

様

(総括監督員)

工事の () 一時中止の再開について (通知)

標記について、下記の通り通知します。

記

1. 工事名

2. 中止日 年 月 日

3. 再開日 年 月 日

4. 再開箇所

5. その他

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

(連絡先)

(一時中止 様式5)

年 月 日

(あて先)
(総括監督員)

受注者

印

工事の () 一時中止に伴う工期短縮計画書の提出について

年 月 日 付けで工事 () 一時中止の通知があった下記工事
について、別紙のとおり工期短縮計画書を提出します。

記

工事名

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

別紙

工期短縮計画書

記載内容

1. 工事概要
2. 工期短縮に関する事項
 - 1) 工期短縮に向けた方策
 - 2) 工期短縮期間
 - 3) 施工計画
 - 4) 施工体制
 - 5) 安全衛生計画等
3. 工期短縮に伴い、新たに発生する費用についての根拠（必要性や数量等）

(一時中止 様式6)

(表)

年 月 日

(総括監督員)

受注者

印

工事の () 一時中止に伴う工事現場における増加費用の請求について

標記について、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第19条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

なお、請求額につきましては、当方において、公正な積算資料に基づき適正に積算したものであることを証明します。

記

1. 工事名

2. 中止期間

3. 請求額 ¥ _____ (税抜)

4. 請求内訳 裏面のとおり

5. その他

備考 () には、全部又は一部を記入すること。
積算資料を別途添付すること。

参考 増加費用＝工事現場における増加費用(上記請求額)＋本支店における増加費用(一般管理費として、工事現場における増加費用から率計上)＋消費税及び地方消費税相当額

(裏)

増加費用内訳

費目	概要	金額
① 材料費	i 材料の保管費用	
	ii 他の工事現場へ転用する材料の運搬費	
	iii 直接工事費に計上された材料の損料等	
② 労務費	i 工事現場の維持等に必要な労務費	
	ii 他工種に転用した場合の労務費差額	
③ 水道光熱 電力等料金	現場に設置済の施設を現場維持等のための指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用	
④ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用	
⑤ 運搬費	i 工事現場外の搬出又は工事現場への再搬入に要する費用	
	ii 大型機械類等の現場内運搬	
⑥ 準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示し、又は協議により必要と認めたもの	
⑦ 仮設費	i 仮設諸機材の損料	
	ii 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	
⑧ 事業損失 防止施設費	仮設費に準じて積算した費用	
⑨ 安全費	i 既存の安全設備に係る費用	
	ii 新たな工事現場の維持等に要する安全費	
⑩ 役務費	i プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料	
	ii 電力・水道等の基本料	
⑪ 営繕費	現場に設置済の営繕施設（元設計に計上されたものと同等と認められるもの）の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等	
⑫ 社員等従業員 給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた費用	
⑬ 労務管理費	i 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用	
	ii 解雇・休業手当を払う場合の費用	
⑭ 地代	中止期間中における、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等	
⑮ 福利厚生費等	中止期間中における、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費及び通信交通費	

- 注 1 該当する費目について金額を記入してください。
- 2 必要に応じて費目を追加してください。
- 3 各費用の金額の積算に用いた請求書等の資料を、費用ごとに整理して添付してください。
- 4 発注者から、追加で積算資料の提出を求める場合があります。
- 5 本支店における増加費用は一般管理費として、工事現場における増加費用から率計上となります。

(一時中止 様式7)

年 月 日

受注者

様

名古屋市上下水道局長

工事の () 一時中止に伴う工事現場における増加費用の請求について (回答)

年 月 日 付けで請求のありました標記について精査した結果、
下記のとおり当該請求には応じられませんので、その旨通知します。

記

1. 工事名

2. 理由

備考 () には、全部又は一部を記入する。

(連絡先)

(一時中止 様式8)

年 月 日

(設計担当課公所長)

(工事担当課公所長)

工事の () 一時中止に伴う工事現場における増加費用の算定について (依頼)

標記について、下記工事における算定を依頼します。

記

契約番号	
設計番号	
工事名	
中止期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
受注者	
請求額	¥ (税抜)
工事現場における増加費用の内訳	

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

参考 増加費用=工事現場における増加費用(上記請求額)+本支店における増加費用(一般管理費として、工事現場における増加費用から率計上)+消費税及び地方消費税相当額

(一時中止 様式9)

年 月 日

(工事担当課公所長)

(設計担当課公所長)

工事の () 一時中止に伴う工事現場における増加費用の算定について (回答)

標記について、下記工事における算定結果を回答します。

記

契約番号	
設計番号	
工事名	
中止期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
受注者	
算定額	¥ (税抜)
工事現場における増加費用の内訳	

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

参考 増加費用=工事現場における増加費用(上記算定額)+本支店における増加費用(一般管理費として、工事現場における増加費用から率計上)+消費税及び地方消費税相当額

(一時中止 様式10)

年 月 日

受注者

様

名古屋市上下水道局長

工事の() 一時中止に伴う工事現場における増加費用について(協議)

標記について、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第23条第3項に基づき、下記のとおり協議します。

なお、下記の協議事項にご異議のない場合は別紙「工事の() 一時中止に伴う工事現場における増加費用について(承諾)」に記名押印のうえ提出してください。

記

1 工事名

2. 算定額 ¥ _____ (税抜)

備考 () には、全部又は一部を記入すること。

参考 増加費用＝工事現場における増加費用(上記算定額)＋本支店における増加費用(一般管理費として、工事現場における増加費用から率計上)＋消費税及び地方消費税相当額

(連絡先)

(一時中止 様式11)

年 月 日

名古屋市上下水道局長 様

受注者



工事の () 一時中止に伴う工事現場における増加費用について (承諾)

標記について、下記工事に関し 年 月 日付で協議のあった事項に異議はありませんので承諾します。

記

1 工事名

備考 () には、全部又は一部

<参考>

整理番号		
総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員

工 事 打 合 せ 簿

発議者	■発注者 □受注者	発議 年月日	年 月 日
発議事項	□指示 □協議 ■通知 □承諾 □提出 □報告 □その他（ ）		
工事名			
受注者名			
表 題	工事の（ ）一時中止要件の検討結果について		
(内 容)			
〇〇年〇〇月〇〇日に通知のあった標記工事に係る工事の（ ）一時中止要件について発注者と受注者が協議した結果、工事の（ ）一時中止の必要がないことを双方確認した。			
※（ ）には、全部又は一部を記入してください。			
(指示事項等)			
添付図 〇〇、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について、□指示 □承諾 □協議 □通知 □受理 □その他（ ）します。 □総括監督員 □主任監督員 □担当監督員 年 月 日 署名又は押印 (印)	
	受注者	上記について、□了解 □協議 □提出 □報告 □届出 □確認 □その他（ ）します。 □現場代理人 □主任(監理)技術者 年 月 日 署名又は押印 (印)	

注) □内には、レ印又は■を記載し明確にすること。